

平成27年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

平成27年1月
金融庁



1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大

◆ N I S A（少額投資非課税制度）の拡充・利便性向上

【大綱の概要】

① ジュニアNISAの創設

- ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者専用のNISA口座の開設を可能とする（年間投資上限額：80万円）

② NISAの年間投資上限額の引き上げ

- 年間投資上限額を現行の100万円から、120万円に引き上げる

③ NISAの利便性向上

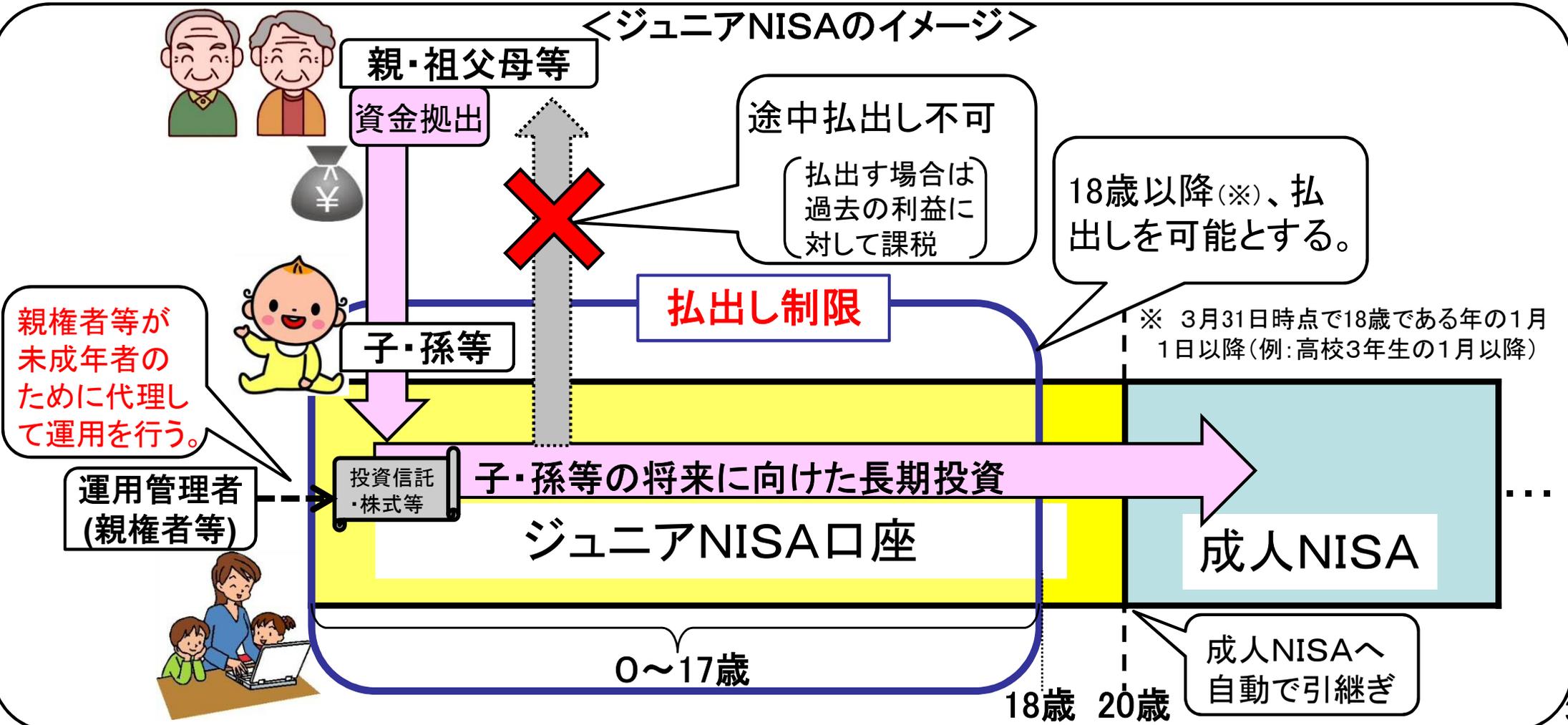
- NISA口座開設手続の簡素化
 - マイナンバーを用いることによる口座開設手続の簡素化については、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う
- NISA口座開設手続の迅速化
 - 税務当局におけるNISA口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講ずる（金融機関から税務署へのデータの提出方法をe-Taxに一本化する）

◆ ジュニアNISAの創設-①

【問題点】 現状のNISAの利用状況については、中高年の投資経験者による利用が大半を占めており、若年層や投資未経験者への投資家のすそ野拡大に資するよう、同制度を拡充する必要がある。

【大綱の概要】 ジュニアNISAの創設

ジュニアNISAを創設し、0歳から19歳の未成年者専用のNISA口座の開設を可能とする



◆ ジュニアNISAの創設-②

【制度趣旨】

若年層への投資のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」及び「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図ること

- 【期待される効果】
- ① 若年層への投資のすそ野の拡大
 - ② 高齢者に偏在する膨大な金融資産を成長資金へと動かす契機に
 - ③ 長期投資の促進

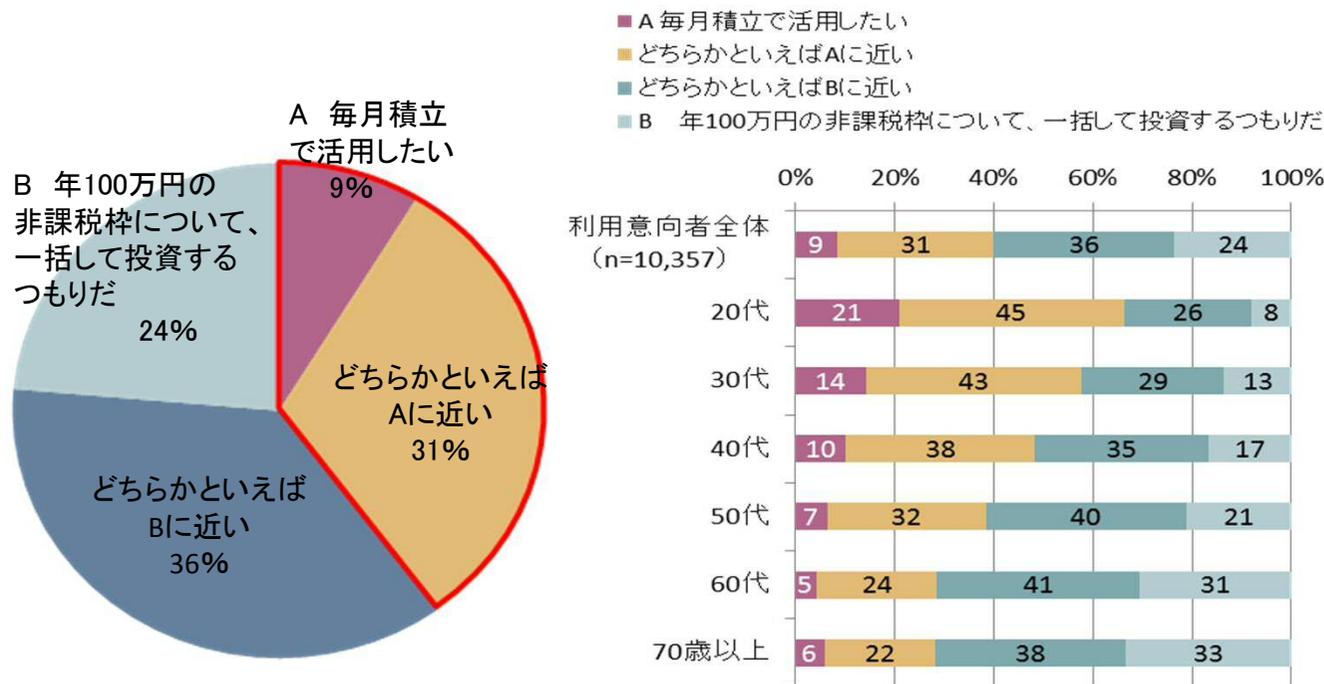
項目	摘要
制度を利用可能な者	0歳～19歳の居住者等
年間投資上限額	80万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等 (※成人NISAに準ずる)
投資可能期間	平成28年4月から平成35年12月末まで (※終了時期は成人NISAに準ずる) ※ 平成35年以降も、口座開設者が20歳に到達するまでは非課税保有を継続可能
非課税期間	投資した年から最長5年間 (※成人NISAに準ずる)
口座開設手続	マイナンバーを提出して口座開設手続を行う(住民票の提出不要)
運用管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う ・ 18歳まで払出し制限を課す ※ 災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しを可能とする

◆ NISAの年間投資上限額の引き上げ

【大綱の概要】 NISAの年間投資上限額の引き上げ

年間投資上限額を現行の100万円から、120万円に引き上げる

○ 毎月積立で活用したいという意向は約4割であり、若年層ほどその傾向が強い



(出典)野村アセットマネジメント「第5回NISAに関する意識調査(平成26年2月調査)」
 調査対象:全国の20歳以上の男女40,000人

【参考】

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」

IV-3-1-2(7)

少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項(抜粋)

② 制度設計・趣旨を踏まえた金融商品の提供
 NISAが、家計の中長期的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨を踏まえ、NISAを利用する顧客に対して、例えば、一定期間に分割して投資することにより時間的な分散投資効果が得られる定額積立サービスの提供(中略)を行うなど、NISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供を行っているか。

◆ NISAの利便性向上

【現状及び問題点】

- NISAの現状について、
 - ・ 口座開設手続きに住民票の写し等の提出が必要である
 - ・ 口座開設申請から手続き完了まで時間を要する等、利用者にとって不便な点がある。
- このため、NISAの普及・定着を図る観点から、同制度の利便性向上・手続きの簡素化を図る必要がある。

【大綱の概要】

- NISA口座開設手続きの簡素化
マイナンバーを用いることによる口座開設手続きの簡素化については、平成29年分までは基準日の住所を証する住民票の写し等の提出により重複して非課税口座を開設することを防止する実務が確立していることを踏まえ、平成30年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行う
- NISA口座開設手続きの迅速化
税務当局におけるNISA口座開設手続きの迅速化に向けた所要の措置を講ずる（金融機関から税務署へのデータの提出方法をe-Taxに一本化する）

◆ 金融所得課税の一体化 (金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ(平成28年1月実施)。
- しかしながら、金融商品のうち、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【大綱の概要(与党大綱)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	← 現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		← 更なる一体化については、総合取引所の実現にも資する観点から、引き続き検討
預貯金等	源泉分離	—	

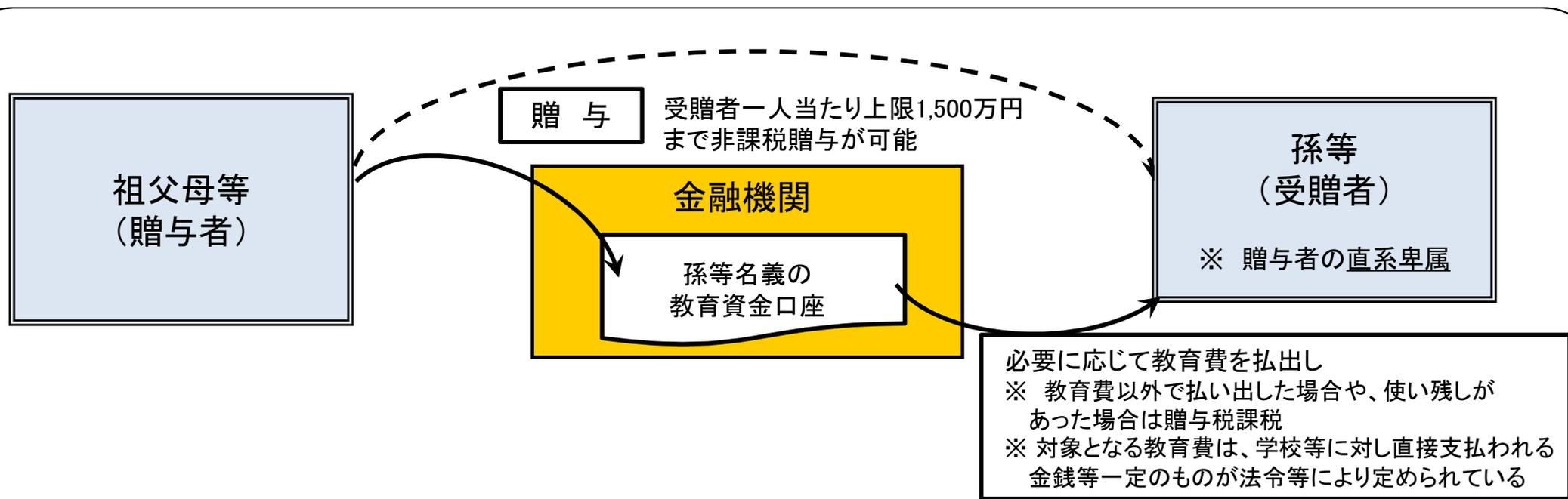
◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化

【現状及び問題点】

- 「教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は、世代間の資産移転を後押ししつつ、贈与された資金の有効活用を促す仕組みとして、平成25年4月より導入
- 本制度は、その創設以来、口座数・設定額ともに順調に推移。
口座数:8万9,095口座、設定額6,048億円（平成26年9月末信託協会調）
- 他方、依然として1,600兆円超の個人金融資産の約6割は高齢者世帯に偏重しているほか、子育て世代における教育費負担は重く、同制度を継続するとともに、その使い勝手の向上等を図る必要がある。

【大綱の概要】

- ・平成27年12月末とされている期限を、平成31年3月末まで3年3月延長する。
- ・教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。
- ・少額の支払について、領収書に代えて支払金額等を記載した書類の提出を可能にする。



2. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

◆ 投資法人(Jリート)における「税会不一致」問題の解消

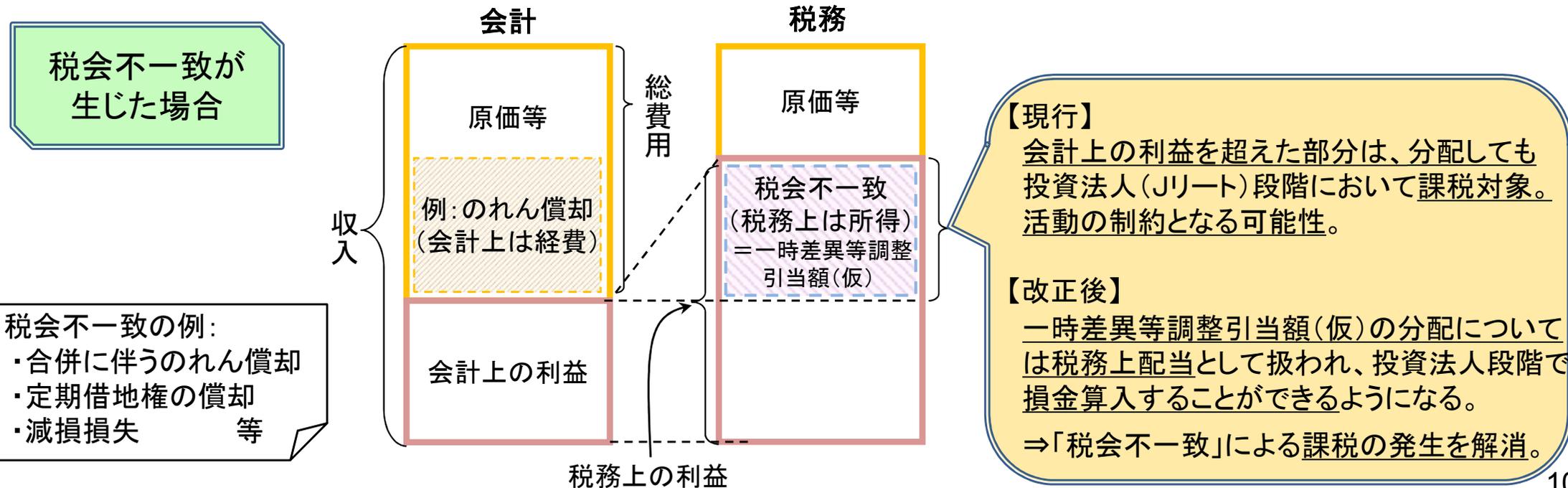
【現状及び問題点】

- 投資法人(Jリート)は、会計上の税前利益の90%超を配当する等の要件を満たした場合、税務上、導管体として扱われ、利益配当を法人税の算定上、損金算入することが可能。
- ただし、会計と税務の処理の差異(税会不一致)に伴い、会計上の利益と税務上の利益に差異が生じた場合、現行制度上、会計上の利益を上回る税務上の利益を分配しても課税が発生(これにより、例えば、投資法人の合併等に支障)。

【大綱の概要】

投資法人法制の見直しを前提に、(会計)利益を超える金銭の分配の額のうち一時差異等調整引当額(仮)^(※)の増加額に相当する金額を、配当等の額(現行 資本の払戻しの額)とする。

(※) 投資法人法制において、税務上の利益が会計上の利益を上回る金額(税会不一致)を「一時差異等調整引当額(仮)」として、規定することを想定。



◆ デリバティブ取引の証拠金利子に関する税制措置

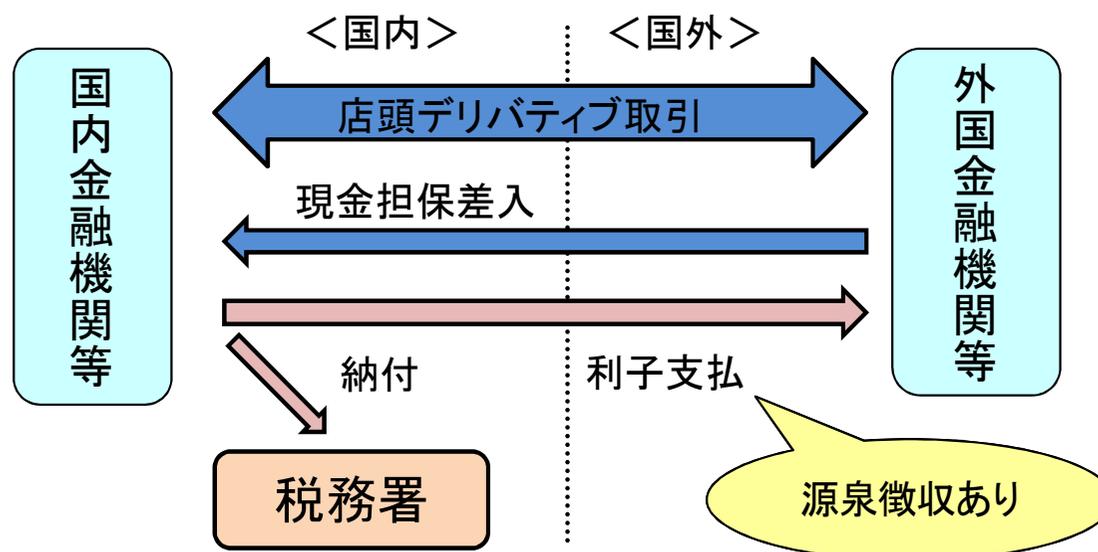
【現状及び問題点】

- デリバティブ取引に起因するシステミック・リスクを抑制するため、平成23年のG20カンヌ・サミットにおいて、中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入が合意されたところ。
- わが国でも中央清算されない店頭デリバティブ取引について証拠金規制が導入される予定。
- 諸外国では、金融機関が店頭デリバティブ取引に係る証拠金として海外の金融機関から受け入れた現金担保の利子について源泉徴収が不要とされる場合が多いが、わが国では源泉徴収が必要。

【大綱の概要】

外国金融機関等が国内金融機関等との間で平成30年3月末までに行う店頭デリバティブ取引に係る証拠金で一定のものから生じる利子を非課税とする。

【現行税法】 ※中央清算されない場合の関係図



3. 法人税率引下げに伴う検討関係

◆ 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率

【現状及び問題点】

- 協同組合は、各根拠法に定められた範囲内で会員／組合員間の相互扶助のための事業を行う非営利の組織。
- 協同組織金融機関は、一定地区内において、中小企業及び個人など、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者を構成員とし、構成員・地域のための貸付等を行っている。
- 現行、協同組織金融機関については、業務範囲や資本調達手段等が限定されているなか、以上のような本来的役割を十全に果たすため、法人税の軽減税率をはじめとする租税特別措置（本則税率19%、年800万円以下：15%）が講じられている。

【大綱の概要(与党大綱)】 「協同組合等については、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、一般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。」

※与党大綱における「法人税改革の趣旨」の記載:「課税ベースを拡大しつつ税率を引下げる」こと

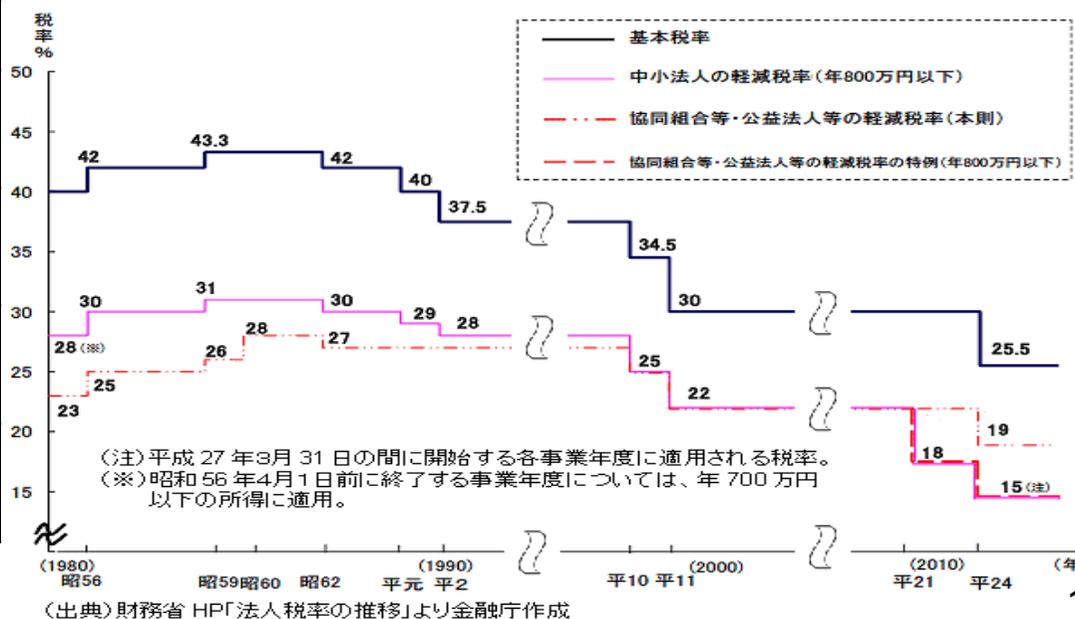
協同組織金融機関と銀行との比較

	銀行	協同組織金融機関
組織	株式会社組織の営利法人	会員／組合員出資による協同組織の非営利法人
事業地区	制限なし	定款記載の地区内
業務範囲	制限なし	制度上の要件※1を満たす会員／組合員が対象
資本調達手段	公募	会員／組合員限定※2

※1 (例)信用金庫の場合:従業員300人以下または資本金9億円以下の事業者

※2 優先出資については、別の規定あり

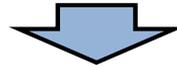
一般事業会社に対する基本税率と協同組合等の軽減税率の比較



◆ 受取配当等の益金不算入制度の見直しへの対応

【現状及び問題点】

- 「受取配当等の益金不算入制度」とは、二重課税を調整する観点から、配当を受け取った企業において配当の一定額を課税対象外(益金不算入)とする制度。
- しかしながら、持株比率が25%未満の株式について、これまで二度にわたり、益金不算入制度を縮小。その結果、現行、我が国は他の先進諸国と比較して二重課税への手当てが不十分(※)。
(※)例えば、イギリスでは配当全額が益金不算入(持株比率に関わらず)。
- こうした中、法人税改革の議論の中で、本制度の更なる縮小が検討されている。

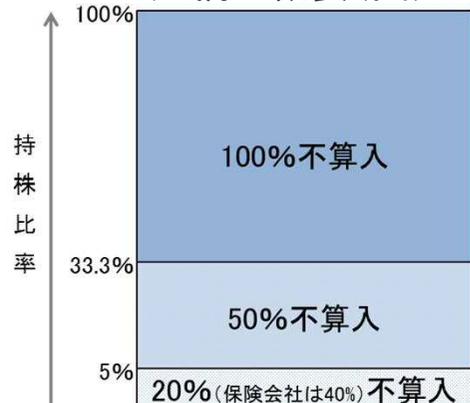


- 益金不算入制度の縮小は、更なる二重課税につながることから、慎重な検討が必要。
- 金融機関は、法律上、議決権保有制限が課されていること等により、見直しの影響を特に大きく受けることとなる(業態によっては、実効税率引下げにもかかわらず、実質増税となる可能性がある)。

【大綱の概要】

- ・株式保有割合3分の1超の株式(関連法人株式等)の益金不算入割合を100%とする。
- ・株式保有割合5%以下の株式(非支配目的株式等)の益金不算入割合を20%(保険会社は40%)とする。
- ・その他の株式(株式保有割合5%超3分の1以下)の益金不算入割合を50%とする。

<大綱の概要(図)>



各国における配当の益金不算入割合

